

見守り
新鮮情報

震災に便乗した 悪質商法に注意

事例1 見た目では**自宅**に被害はないが、**訪問**してきた工事業者に「このままでは**危ない**。**すぐに工事**が必要だ」と言われた。

事例2 「**保険金**を使えば**タダで住宅修理**ができる」と言われたが本当か。

事例3 **市役所を名乗り、義援金**を集めると訪問されたが信用できるか。



©Kurosaki Gen

ひとこと助言



- 地震等の災害が起こると、その際の混乱や被災者を支援したいという気持ちにつけ込んだ便乗商法と疑われる相談が寄せられます。今後、トラブルが広がる可能性がありますので、注意が必要です。
- 住宅修理等の勧誘をされてもその場ですぐに契約せず、複数の事業者から見積もりを取ったり、周囲に相談したりした上で慎重に契約しましょう。頼んでもいいのに押しかけてきて、しつこく勧誘する事業者には特に注意してください。
- 「保険金が使える」と言われてもその場ですぐに契約せず、加入先の保険会社や保険代理店に相談してください。
- 公的機関が、電話や訪問等で義援金を求めるはありません。募っている団体等の活動状況や使途をよく確認しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第472号（2024年1月16日）発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）
相談専用電話 **829-1234** または 消費者ホットライン **188**
時間 10時～17時（土日祝も可 月曜定休）